

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項に基づく変更の届出について、説明会に代わり
掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称	久留米 OM プラザ																								
所 在 地	福岡県久留米市御井旗崎一丁目 1 2 2 0 番 1 外																								
建物設置者	株式会社レッドゾーン 代表取締役 上野秀二 福岡県久留米市諏訪野町 1 6 5 5 番地 3																								
店 舗 面 積	6, 9 0 9 ㎡																								
変更届出の要旨	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 <table><thead><tr><th rowspan="2">小売業者名</th><th colspan="2">変 更 前</th><th colspan="2">変 更 後</th></tr><tr><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ミスターマックス</td><td>午前 10 時 0 0 分</td><td>午後 8 時 0 0 分</td><td><u>午前 9 時 3 0 分</u></td><td><u>午後 9 時 3 0 分</u></td></tr><tr><td>株式会社マルキョウ</td><td>午前 9 時 3 0 分</td><td>午後 9 時 3 0 分</td><td>午前 9 時 3 0 分</td><td>午後 9 時 3 0 分</td></tr><tr><td>安丸幹俊</td><td>午前 10 時 0 0 分</td><td>午後 7 時 0 0 分</td><td>午前 10 時 0 0 分</td><td>午後 7 時 0 0 分</td></tr></tbody></table> ※ _____ アンダーラインは変更箇所を示す。	小売業者名	変 更 前		変 更 後		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	株式会社ミスターマックス	午前 10 時 0 0 分	午後 8 時 0 0 分	<u>午前 9 時 3 0 分</u>	<u>午後 9 時 3 0 分</u>	株式会社マルキョウ	午前 9 時 3 0 分	午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 3 0 分	午後 9 時 3 0 分	安丸幹俊	午前 10 時 0 0 分	午後 7 時 0 0 分	午前 10 時 0 0 分	午後 7 時 0 0 分
小売業者名	変 更 前		変 更 後																						
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻																					
株式会社ミスターマックス	午前 10 時 0 0 分	午後 8 時 0 0 分	<u>午前 9 時 3 0 分</u>	<u>午後 9 時 3 0 分</u>																					
株式会社マルキョウ	午前 9 時 3 0 分	午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 3 0 分	午後 9 時 3 0 分																					
安丸幹俊	午前 10 時 0 0 分	午後 7 時 0 0 分	午前 10 時 0 0 分	午後 7 時 0 0 分																					
変更年月日	令和 7 年 9 月 1 日																								
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】 福岡県商工部中小企業振興課、福岡県福岡中小企業振興事務所 【縦覧期間】 令和 7 年 8 月 2 9 日～令和 7 年 1 2 月 2 9 日 【意見書の提出先】 福岡県商工部中小企業振興課 福岡県久留米中小企業振興事務所 ※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。																								
○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。 株式会社エス・ティ・イー総合企画 熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地 千里殖産ビル 1F TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283																									